

新潟県条例第9号

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び新潟県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
(新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年新潟県条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>2 算定政令第19条第1項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</u></p>	<p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p>

(新潟県国民健康保険法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条―<u>第24条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</u></p> <p>第22条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が別に定める。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u></p> <p>第23条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、同条第4項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p> <p>第24条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第5項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p>第25条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条―<u>第21条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第22条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。